

陳 情	受 理 番 号	79	受 理 年 月 日	令和4年9月22日	付 託 委員会	総 務
件 名	台湾・沖縄有事を想定した避難実施パターンを早急に作成することを求めることについて					

台湾・沖縄有事を想定した避難実施パターンを早急に作成することを求める陳情

東アジアにおいて、戦後数十年にわたり機能してきた日米同盟の抑止力は、急速に軍事力を増強する中国により、近年大きく激変し、台湾有事の危険性が高まってきた。台湾有事の際、沖縄県、特に先島諸島も巻き込まれる可能性が高い。台湾有事については、「いつ起きるか、その可能性を議論するのではなく備えよ!」と主張する識者もいる。有事における住民の避難誘導の責任は自治体にあり、自衛隊は敵の排除に支障の無い範囲で支援するものとされている。国民保護法により国、都道府県、市区町村は、既に国民保護計画を策定している。国、都道府県、市区町村の役割は次のように分担されている。国が警報を発令し、要避難地域と避難先を都道府県に伝達、県は避難経路を定め、交通手段等を手配し、市区町村に警報を伝達、市区町村は避難実施要領を直ちに策定し、消防署に指揮、警察署に誘導を要請することになっている。

この際、速やかに避難誘導を開始するには、短時間で避難実施要領の作成を行わなければならない。それを可能にするため、あらかじめ複数の避難パターンに応じた「避難実施要領パターン」を作成することが求められている。しかし、那覇市では、その避難実施要領パターンの作成が行われていない。

沖縄県では、年度末に武力攻撃事態を想定した国民保護の図上演習を実施することが決まっている。「避難実施要領パターン」が未作成のまま図上訓練に望むと効果の薄いものになってしまう懸念がある。

よって、武力攻撃事態において沖縄県民の生命と安全を護るために以下陳情する。

-----記-----

1. 今年度末の沖縄県が主催する、国民保護の図上演習までに台湾・沖縄有事を想定した避難実施要領パターンの作成を求める。

以上